

仕 様 書

業務名 令和5年度札幌市子ども発達支援総合センター除排雪業務

1 業務の期間

令和5年11月1日から令和6年3月31日までとする。

2 業務の内容

子ども発達支援総合センター（以下、「センター」という。）構内の別添図に示す範囲について、除雪及び排雪を行う。

構内雪堆積場は、除雪した雪を積上げ、センター業務時間中の排雪は行わないものとする。

構内雪堆積場（排雪か所）は、委託者の指示により排雪を行うものとする。

1) 除雪

契約期間内の全日を対象として、積雪10cm以上の降雪があった場合又は、吹きだまりが生じた場合に、原則自動的に出動し、構内の駐車スペース及び通路の確保にあたること。

また、センター関係職員（1階警備室勤務者、地下1階ボイラー室勤務者及びセンター職員）から出動要請があった場合も同様とする。

2) 排雪

除雪による構内雪堆積場（排雪か所）の雪山について、委託期間中に2回以上排雪を行うものとする。排雪作業日時については、原則1週間前までに委託者宛連絡をすること。

3 除排雪の面積、範囲及び予定日数

1) センター構内駐車場及び通路等6,400m²（別添図参照）

2) 除雪日数16日、排雪日数2日

4 除雪作業の時間帯

除雪は、午前8時までに終了すること。ただし、大雪等により当該時間後に除雪の必要が生じた場合は、当センターの指示による。

5 構内雪堆積場等

除雪による構内雪堆積場所は、別添図面による。また、排雪による搬出先は委託者が指定する最寄りの札幌市雪堆積場とする。

6 業務責任者

連絡調整に当たるため業務責任者を定め、これを委託者に通知すること。なお、業務責任者を変更した場合にも同様とする。

7 作業報告等

毎回の作業終了後、作業報告書を委託者宛提出し、確認を受けること。

8 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

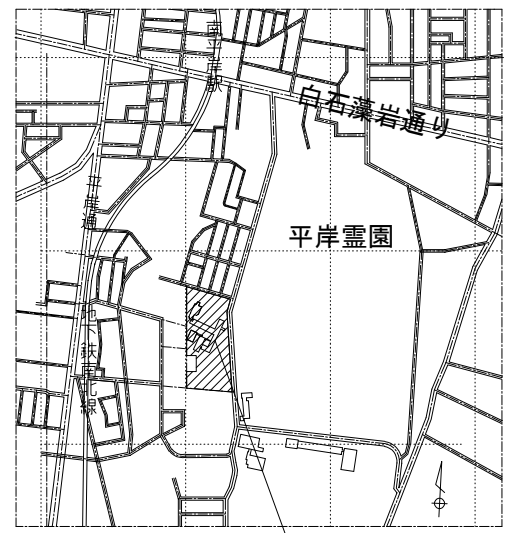
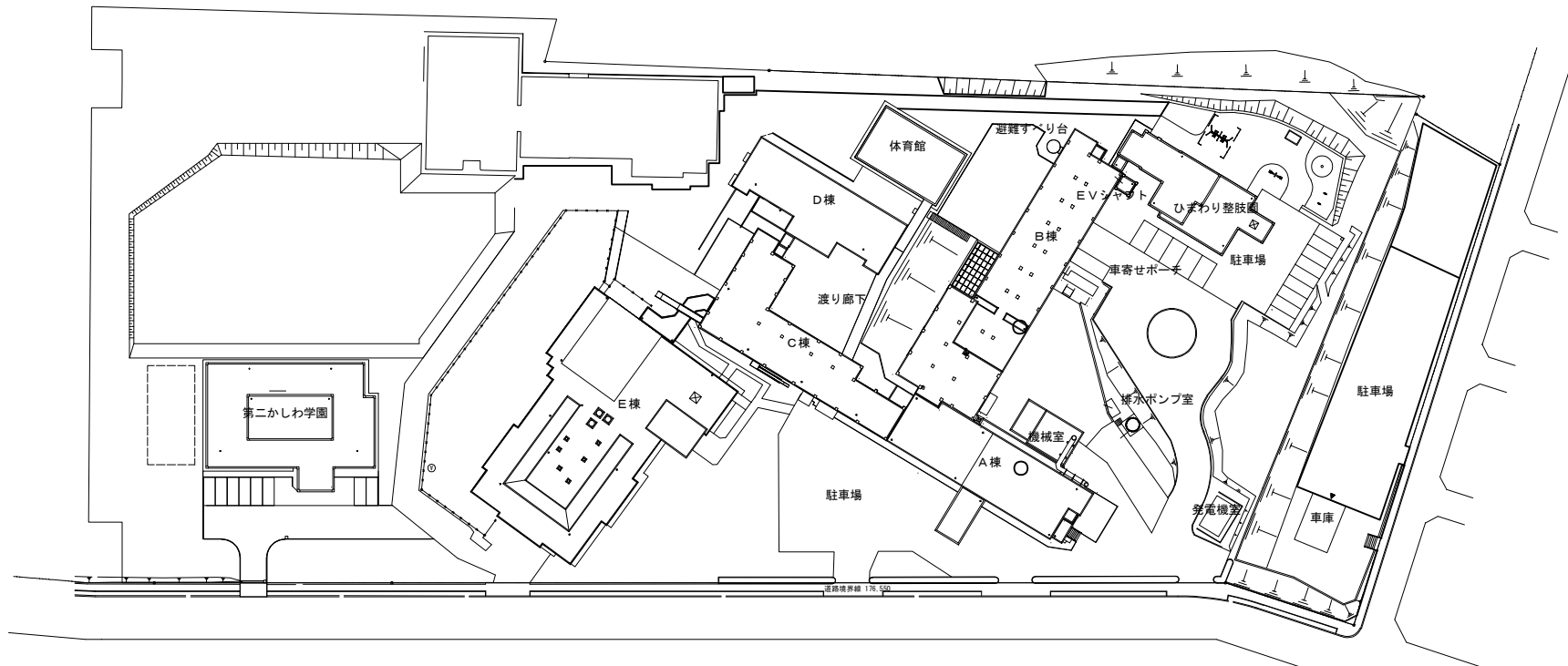
- 1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
- 2) 環境に負荷の少ない運転をすること。
- 3) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

9 業務契約金の支払い等

ひと月ごとの検査に合格したとき、契約単価にその月の除雪日数（回数）を乗じて得た金額と契約単価にその月の排雪日数（回数）を乗じて得た金額の合計を支払うものとする。

10 その他

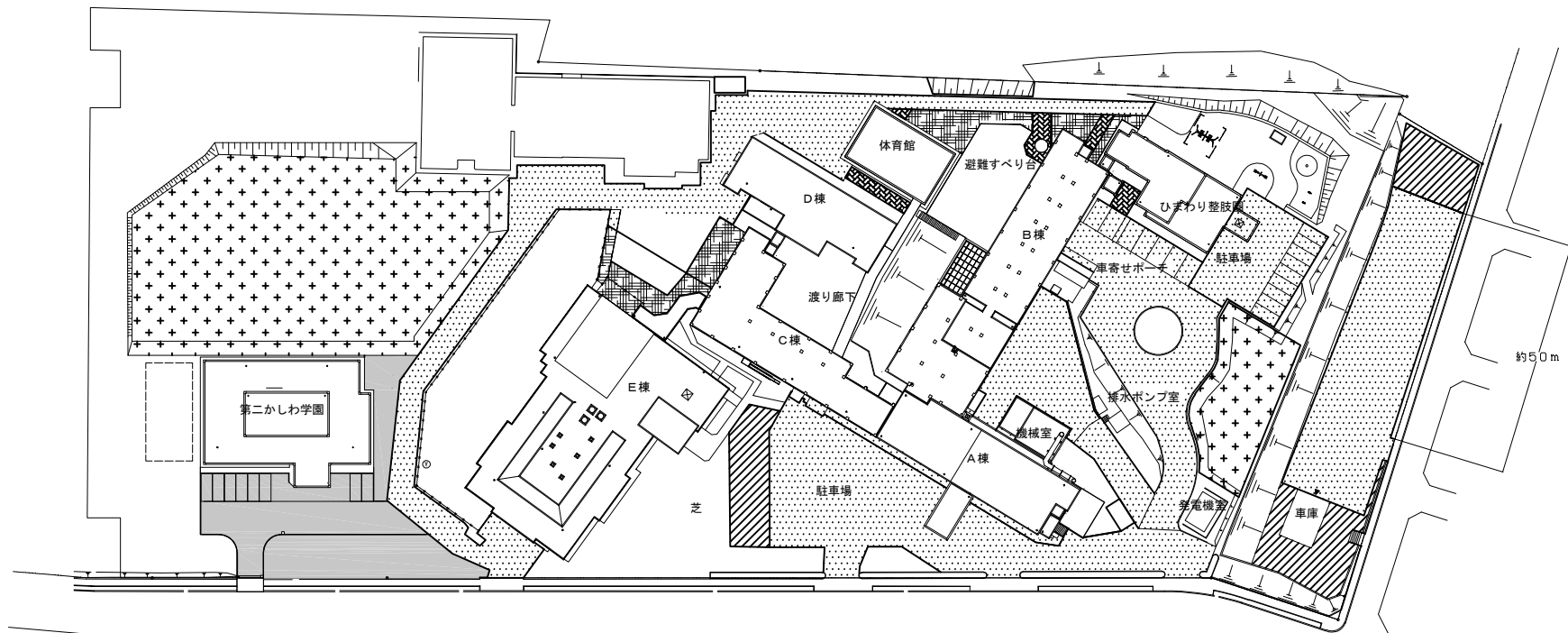
- 1) センター来庁者、センター職員、本業務の従事者、その他の第三者に対する事故防止に努めること。万が一受託者の故意・過失等により事故が発生した場合は、事故に関する一切の責任を負い、誠意を持って解決すること。
- 2) 除排雪作業等により、車両・建物・外柵・樹木・その他機器に損傷を与えた場合は受託者の責任において、現状復旧処理を行うものとする。
- 3) 除雪車両の出入りにおいて、構内グラウンドの雪解け期に起きるタイヤ跡や踏み跡は、グラウンドへ砂利を持ち込み現状復旧を行うものとする。
- 4) 本仕様書に疑義あるいは不明な箇所がある場合には、委託者と十分に協議すること。

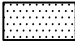

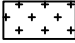





札幌市子ども発達支援総合センター
札幌市豊平区平岸4条18丁目

附近見取図

業務名	令和5年度札幌市子ども発達支援総合センター除排雪業務		
図面名	位置案内図・全体配置図		
設計			
令和5年度	S=1/N、1/1500	図番	1/2



-  除雪範囲
-  雪堆積場（排雪ヶ所）：堆積場一杯となったときは排雪を行う
-  雪堆積場：排雪は行わない
-  雪堆積場禁止区域
-  業務対象外区域
-  人力除雪範囲（施設管理業務対応）

業務名	令和5年度 札幌市子ども発達支援総合センター除排雪業務		
図面名	除排雪区分図		
設計			
令和5年度	S=1/1500	図番	2/2